(別添　３)

 地震時における煙火消費場所に関する緊急処置作業基準

１ 目 的

　　この標準は、地震時に必要な緊急処置作業事項を具体的に定め、これを実行することにより災害を防止し、地震時の保安を確保することを目的とする。

２ 基本想定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地震の規模 | （１）震源地（震央）（２）規 模（３）震 度（４）地震加速度（５）来襲時刻 | 関東南部地方Ｍ（マグニチュード）＝7.9６弱 250～ 400 gal 20 時 00 分 |
| 対象となる設備 煙火置場・煙火消費設備 |

３ 緊急対策体制

 指導者及び警備・連絡通報・消火等の担当の組織、役割を定める。

４ 緊急処置作業

 （１）作業者は、地震発生とともに準備作業及び打揚げ等すべての消費に関する作業を直

 　ちに中止する。

 （２）作業者は、点火用火種等火気の消火を行う。

 （３）作業者は、露出している煙火等を防火シートで覆うか容器に収納する。

 （４）見張人を配置し、盗難予防等事故防止に努める。

５ 被害状況の把握

 （１）煙火置場等における煙火の状況を点検する。

 （２）消費場所及びその周辺の被害状況を把握する。

 （３）地震の規模及び今後の予測等情報の収集に努める。

６ 連 絡

 緊急対策体制で定めた連絡担当者は、指揮者の指示のもとに相互に連絡し合うとともに、可能な限り速やかに主催者及び次の関係官公署に状況を連絡する。

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 |  神奈川県 警察署 消防署 |
| 連絡内容 |  ・煙火消費場所の所在地 ・被害状況、警備状況 ・救援要請の有無 |

７ 事後処理

 （１）消費場所とその周辺及び道路交通状況等の安全を確認した後、煙火の異常の有無及 び数量を点検し、煙火火薬庫に収納する。

 （２）土砂等による埋没、水中への流出等煙火が紛失し危険が予想される場合はその回収 を行う。

 （３）回収不能の場合は、関係官公署に届出て指示を受け安全対策を講ずる。

８ 器具・資材等の整備

 次の器具・資材等を緊急使用に備え定期的に整備する。

 （１）連絡用資材 トランシーバー・オートバイ・自転車等

 （２）消火設備 消火器・消火用バケツ

 （３）照明器具 大型懐中電灯・ケミカルライト

 （４）その他 救急用品・土木工具一式・防水シート、携帯用ラジオ等